

(おしらせ)

29. 9. 7

海上幕僚監部

航空事故（護衛艦「せとぎり」搭載SH-60J）について（第7報）

海上自衛隊航空事故調査委員会において、本事故に係る事故調査を実施した結果、過去の整備記録、飛行前点検及びFDR（Flight Data Recorder）解析において、SH-60Jの機体及び装備には異常がないことが確認できました。

また、本事故の要因は、器材に因るものではなく、人的要因であることが判明したため、海上自衛隊におきましては、当該要因についての再発防止対策を講じた上で、9月8日（金）以降、飛行の安全に留意しつつ、自粛していたSH-60J型航空機の飛行を再開いたします。

(お問い合わせ先)

海上幕僚監部総務部総務課広報室

03 (3268) 3111 内線50152